

## 奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）を原資とした基金を活用して、予算の範囲内において県内の民間事業者に対し補助金を交付することとし、その交付に関しては、平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱（平成26年6月24日付け環政計発第1406242号環境省環境事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）、平成26年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領（平成26年6月24日付け環政計発1406242号環境省総合環境政策局長通知。以下「国実施要領」という。）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「交付規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、県内において次条に規定する補助対象施設を所有し、又は管理している民間事業者であって、県内に事業所を有するものをいう。

### (補助対象施設)

第3条 補助の対象となる施設は、次に掲げる全ての要件に該当する施設とする。

- (1) 民間事業者が所有し、又は管理する民間施設であること。
- (2) 次のいずれかに該当する建築物であること。
  - ア 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
  - イ 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断されたもの
  - ウ 耐震改修整備を実施した建築物
- (3) 不特定多数の者が利用する施設であって、市町村地域防災計画に基づく避難所等として指定を受けている、又は地元市町村若しくは地域住民との防災に関する協定の締結等を行っている等、地域の防災拠点となり得る施設又は災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能維持に必要な施設であって、次に掲げるものであること。ただし、エからカまでの施設は、災害時等に避難所等になり得るものに限る。
  - ア 医療施設
  - イ 公共交通機関の施設（駅舎を除く。）
  - ウ 学校
  - エ 宿泊等施設
  - オ コンビニエンスストア
  - カ 福祉避難所
  - キ その他知事が必要と認める施設

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、補助対象施設において、災害時等の電力遮断時であっても、最低限の防災拠点としての機能を確実に確保するため、別表1に掲げる再生可能エネルギー等設備を導入する事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー発電設備に付帯する蓄電池を原則として設置すること。ただし、次に掲げる場合においては、蓄電池の導入を必須としない。

ア 太陽光発電設備の場合は、太陽光発電の発電能力が低下する日中の曇天及び雨天時並びに災害等により商用電力系統からの電力が遮断された時に機能等を維持するためのエネルギーを確保できる非常用発電設備によるバックアップが備えられていること。

イ 太陽光発電設備以外の場合は、昼夜を含め、施設等の機能を確保するために必要な安定した発電量が再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く。）から得られ、かつ、非常用発電設備によるバックアップが備えられており、数日間程度の電力供給が途絶えても機能しうること。

(2) 再生可能エネルギー等設備の規模は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持するものであること。

(3) 技術開発や実証等を目的としたものではないこと。

(4) 再生可能エネルギー等設備により発電した電気の用途は、専ら自家消費に限るものとし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に基づく特定契約の対象としないこと。ただし、余剰電力を逆潮流させることは差し支えないものとする。

(補助対象経費、補助金額及び補助率)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額及び補助率は、別表2によるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。また、第12条の規定による調達を受けることにより補助事業を実施する場合には、同条各号の利益等排除を行った後の金額をもって、補助対象経費とする。

(応募申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする民間事業者（以下「事業計画者」という。）は、奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金応募申請書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「応募申請書等」という。）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の内定)

第7条 知事は、前条に規定する応募申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を内定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該計画に係る事項について修正を加えるこ

とができる。

2 知事は、別に定める委員会の意見を参考に、前項の内定を行うものとする。

(内定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付を内定したときは、交付内定通知書により事業計画者に通知するものとする。

(応募申請書等の取下げ)

第9条 前条の規定による通知を受けた事業計画者は、補助金の交付の内容に不服があるときは、その旨を記載した書面を提出し、応募申請書等の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第10条 第8条の規定による通知を受けた事業計画者は、奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金交付申請書(第2号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第11条 知事は、前条の書類等を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定者(以下「補助事業者」という。)に対し通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(利益等排除)

第12条 補助事業者が、補助事業者自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関係会社から調達(工事を含む。)を受けることによって補助事業を実施しようとする場合(他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、利益等排除を行うものとする。

(1) 補助事業者自身から調達を受ける場合 原価をもって補助対象経費とする。この場合において原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

(2) 補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(3) 補助事業者の関係会社(前号に掲げる者を除く。)から調達を受ける場合 取引価格が製造価格と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であ

ると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（申請の取下げ）

第13条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面で知事に提出しなければならない。

（事業計画の変更の承認等）

第14条 補助事業者は、補助事業内容を変更する場合は、あらかじめ奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の2割以下の減
- (2) 導入設備の費目ごとの配分額の2割以下の増減

2 知事は、前項の承認に当たって、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。

（補助事業遅延等の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業遅延等報告書（第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業進捗状況報告書）

第16条 補助事業者は、知事の要求があったときは、別に指定する期日までに奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業進捗状況報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

（実績報告書）

第17条 補助事業者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金実績報告書（第6号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第18条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事

業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第19条 補助事業者は、前条の規定による交付額の確定通知書を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、速やかに奈良県民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書を受理し、審査の上適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、関係法令、国交付要綱、国実施要領、交付規則又はこの要綱の規定に違反していたことが判明した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の知事が定める日までとする。なお、県から国に補助金を返還する必要がある場合において、国交付要綱第15条第3項により延滞金が生じる場合は、その延滞金は補助事業者が負担するものとする。

(補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(事業の検査等)

第22条 知事は、事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

2 知事は、前項の調査により、関係法令、国交付要綱、国実施要領、交付規則又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(取得財産等の管理と事業効果の報告等)

第23条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了後においても、補助事業により取得

し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、取得財産等の効用を維持するため、補助金の交付の目的に従った効率的な使用に努めなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、事業完了後において、補助事業により導入した再生可能エネルギー等の発電量、二酸化炭素削減量等について把握するものとし、別に定めるところにより、施設・設備等の財産管理状況について知事に報告するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項によるもののほか、県が実施する調査等に協力するものとする。

#### （取得財産等の処分の制限）

第24条 取得財産等のうち、交付規則第20条の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

- 2 交付規則第20条に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境省080515002号。以下「財産処分承認基準」という。）に定める様式1による申請書を、また財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものについては財産処分承認基準に定める様式2による報告書を、あらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### （その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

別表1 再生可能エネルギー等設備

設備の区分	設備の種類
再生可能エネルギー設備	1 太陽光発電設備
	2 風力発電設備
	3 小水力発電設備
	4 地熱発電設備
	5 バイオマス発電設備
	6 太陽熱利用設備
	7 バイオマス熱利用設備
	8 その他の熱利用設備
再生可能エネルギー付帯設備	9 蓄電池（定置式のもの）
	10 その他知事が認める再生可能エネルギーに付帯するもの

別表2 補助対象経費、補助金額及び補助率

	区分	費目	細目	内容
補助対象経費	設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
	設備費	設備費		事業を行うために直接必要な機械装置、設備器具の購入、購入物の運搬、調整及び据付け等に要する費用
	工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。  本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業

			との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p>
		(間接工事費)	
		共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、</p>



		<p>測 量 及 び 試 験 費</p>	<p>運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量費、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてはこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>
<p>補助金額及び 補助率</p>	<p>補助金額は、補助対象経費の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、9,000千円を上限額とする。</p>		